

犯罪被害に遭うと…

日常生活のこと

- 家事や育児が手につかない
- 外出できなくなり、必要な用事もできなくなる

心身の不調

- 感情や感覚がマヒしてしまう
- 眠れない
- 今までできたことが急にできなくなる
- 強い不安感
- 食欲がでない
- 現実感が持てない
- 自分を責めてしまう
- 感情のコントロールができない など

住居のこと

- 自宅が事件現場になり住み続けることができない
- 事件のことを知られてしまい周囲から好奇の目で見られる

経済的なこと

- 仕事に行けず経済的に困窮する
- 医療費、裁判に伴う交通費など様々な費用がかかる

仕事のこと

- 様々な手続きに時間を要し、仕事を休む必要があるが、その理解が得られない
- 仕事に集中できず、今までどおり仕事ができない

周囲の人の言動のこと

- 事件のことをいろいろ聞かれるのがつらい
- よそよそしくなり今までどおり接してくれない

相談窓口

たくさん窓口があってどこに相談したらいいかわからない…

まずは市の相談窓口にご相談ください。

ご相談は匿名でもお受けしています。秘密はお守りします。電話、面談での相談が可能です。

*香芝市役所市民協働課

TEL 0745-76-2001 (代表)

月曜日～金曜日 8時30分～17時15分

*香芝警察署 TEL 0745-71-0110

*奈良県警察本部性犯罪被害相談 110 番

TEL 0742-24-4110

*公益社団法人 なら犯罪被害者支援センター

TEL 0742-24-0783

月曜日～金曜日 10時～16時

※毎週1回、13時～16時まで臨床心理士による相談(予約制)あり

*奈良県性暴力被害者サポートセンター

(NARAハート)

TEL 0742-81-3118

火曜日～土曜日 9時30分～17時30分

※12/28～1/4、祝日、祝日が月曜日と重なるときはその直後の平日を除く

*奈良弁護士会 犯罪被害者法律相談

TEL 0742-22-2035

月曜日～金曜日 9時30分～17時

※警察以外、上記全て祝日、年末年始を除きます。

犯罪被害に遭ってしまったら…

ひとりで悩まず
ご相談ください



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギュっとちゃん」

香芝市

香芝市がサポートできること

相談、情報の提供

犯罪被害にあったら…

- これからどうしたらいいの？
- どういう手続きがいるの？
- 相談できる人がいない
- どのような支援が受けられるの？
- 身近な人が被害に遭ったけど、どう接したらいいの？



市では、犯罪被害に遭った方、そのご家族やご遺族等が不安に感じていること、直面している問題について相談に応じます。相談内容に応じ、できる手続きや制度の案内、また必要に応じて外部の関係機関につなぐなど、関係機関と連携を図りながら必要な支援につなげます。

まずお話を聞きし、何が必要で何ができるのか一緒に整理していきましょう。

「こんなこと相談していいの?」「重大な被害ではないけれど・・・」と思わずにお気軽にご相談ください。

住居についての相談

自宅やその付近が犯罪の現場となり、住み続けることが困難になった場合、新たな住居の情報提供など必要な支援を行います。

見舞金の支給

犯罪被害に遭われた方やそのご遺族に見舞金を支給します。

遺族見舞金 30万円 傷害見舞金 10万円
※令和2年4月1日以降に発生した犯罪などによる被害が見舞金の対象になります。

日常生活の支援

犯罪被害に遭ったことで、扶養する就学前のお子さんを預けなければならないといった場合に、お子さんの一時預かり保育に要した費用を助成します。

助成金額 1日あたり上限 3,000円
(犯罪被害発生日から3年以内で合計5日を上限)

※見舞金の支給、日常生活の支援は、警察に被害を届けており、一定の基準を満たした方を対象としています。詳しくは市民協働課までご相談ください。相談及び情報提供についてはどなたでもお受けします。

市では、犯罪被害者等の被害の早期回復及び軽減を図り、安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とし、令和2年4月1日に「**香芝市犯罪被害者等支援条例**」を施行しました。

周りの人ができること

犯罪被害を受けた後、再び安心して日常生活や社会生活を円滑に営むことができるようになるまでには、個人差があり、**周囲の方々による配慮や理解が不可欠**です。
「何かしなければ、でもどうしたら・・・?」と気負わず、**そっと寄り添うことが十分な支えとなります。**

また、気遣うつもりの一言が、逆に相手を傷つけてしまう可能性があるので注意が必要です。

被害者の方の回復を妨げる言葉の一例

- 「頑張って!しっかり!」
- 「早く忘れて前に進まないとね。」
- 「これくらいの被害で済んでよかったね。」
- 「まだ、他にお子さんがいてよかったね。」
- 「あなたにも落ち度があったのでは?」
- 「あなたよりつらい目にあっている人もいるよ。」
- 「〇〇の分までしっかり生きなきゃ。」

